

地域生活支援拠点の整備について

1 地域生活支援拠点整備について

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（※）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

※必要な5つの機能

①相談

障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

②緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④専門的人材の確保・育成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤地域の体制づくり

区内の各関係機関を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 区の計画における位置づけについて

港区障害者計画（第5期港区障害福祉計画・第1期港区障害児福祉計画）において、平成32年度末までに地域生活支援拠点を面的に整備することとなっています。

3 地域生活支援拠点整備における基本方針の策定及び運営体制の構築について

地域生活支援拠点の整備にあたり、基本方針の策定及び地域生活支援拠点の運営体制の構築について、港区障害者地域自立支援協議会（PT設置も含む）において、ご検討をお願いしたいと考えます。